

アメリカにおけるリース会計の経緯 －1980年代から現在まで－

福井職業能力開発促進センター 紙 博文

Flow of Accounting for Leases in America

Hirofumi KAMI

要約 本稿の目的は、アメリカにおけるリース会計の経緯について、1980年代から現在までの特徴を明らかにすることである。アメリカのリース会計は1976年11月、FASBのSFAS13号の公表をもって完成されたといえよう。しかしながら、SFAS13号の公表から現在にいたるまでの経緯は、我々に1つの会計基準が、それを利用する関係者の思惑から必ずしも主旨どおりには機能しないことを教えてくれる。SFAS13号は、広範な利害関係者の意見聴取を経て公表された包括的なリース会計基準書である。しかしながら、リース利用者は、リースのメリットであるオフバランス効果を享受するため、規準を“摺り抜ける”行動をとることが常であった。1980年代は、こうしたSFAS13号に対する実証的な研究がなされた時代であったといえる。1990年代では、リース会計に対する新しいアプローチが発表された。この新しいアプローチは、リース資本化の論拠を財産利用権取得説におき、1年を超えるオペレーティング・リースの全てを資本化することを提唱していたが、この提唱に対して、産業界は、あらためてリース資本化に対する懸念を表明し、積極的に受け入れることはしなかった。

I はじめに

アメリカのリース会計は1976年11月、FASBのSFAS13号^(注1)の公表をもって完成されたといえよう。SFAS13号は、FASBが発足早々に取り組んだ重要課題の1つであり、「正規な手続き（デュー・プロセス）」を経てとりまとめられたアメリカにおけるリース会計の権威ある基準書である。しかしながら、SFAS13号の公表から現在にいたるまでの経緯は、我々に1つの会計基準が、それを利用する関係者の思惑から必ずしも主旨どおりには機能しないことを教えてくれる。

SFAS13号の分類規準（ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区別する）には、量的で厳格な規定がある。こうした量的規準は適用の標準化やその基準遵守には一定の効果が期待できると考えられるが、それが量的であるが故に、賃借人はその量的規

準を自分の都合の良いように解釈し“摺り抜ける”内容のリース契約を締結し、規準が有効に機能しないようにしてしまう。とりわけ、リース会計においてはファイナンス・リースに分類されるよりオペレーティング・リースに分類されたほうがよりリースのメリットを享受できる—これをオフバランスシート効果という—ため、こうした傾向が特に顕著であった。

次頁表^(注2)は、アメリカにおける長期リースの開示情報の推移を示したものであるが、この表からもわかるように、SFAS13号の公表から1980年代中頃までは、SFAS13号の影響のためか、リース資本化の若干の促進が認められるものの、それ以降は、ファイナンス・リースからオペレーティング・リースへ序々にシフトして行き、1990年代に入ってそれが一層顕著となっている。このことは、SFAS13号に対する幾つかの追加改訂基準書等の公表^(注3)にもかかわらず、賃借人（企

アメリカにおける長期リースの開示状況の推移

(単位: 社数)

年 度	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
資本化リースと非資本化リース	124	130	126	164	274	314	352	351	357	362	367	369
非資本化リースのみ	297	314	319	300	194	156	115	118	107	107	105	110
資本化リースのみ	41	45	47	37	59	46	70	79	83	80	74	63
リースの開示なし	138	111	108	99	73	84	63	52	53	51	54	58
合 計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
年 度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
資本化リースと非資本化リース	364	373	359	348	308	323	320	308	292	279	264	269
非資本化リースのみ	112	107	122	139	187	187	179	194	224	235	255	255
資本化リースのみ	78	75	53	59	36	36	35	32	28	30	27	18
リースの開示なし	46	45	66	54	69	69	66	66	56	56	54	58
合 計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600

業＝産業界)が、リース資本化に反対し、その回避方策を講ずることからSFAS13号の分類規準が機能しなくなってしまったことを表している。

1980年代からのアメリカのリース会計の経緯を概観するには、この時代に発表されたリース会計に関する論稿を精査し、それらを整理・分析する必要がある。たとえば、SFAS13号の4つの資本化規準に対する実務的な問題点を指摘する論稿、また、解約不能なオペレーティング・リースの増大によりそれが財務比率に及ぼす影響など、さらにリース資本化規準の再検討を促す論稿等である。

以下に1980年代以降、そして1990年代から現在までのアメリカにおけるリース会計の経緯について論述する。

II 1980年代のリース会計

1980年代は、主として、SFAS13号を評価する論稿が多く発表されている。それらは、主に、リース資本化に関する4つの分類規準の実務における有効性を問うものであった。

Dieter^(註4)は、「実務者の立場から、SFAS13号は、リースを分析する時、基準書、その改訂書、解釈指針等を通して勝手に掻き回すことで実務的な問題と実務的な困難性をつくりだした。リース会計に関する結論は、実際には、それを利用する賃借人しだいとなるように思われる。そして、それによって、多くの実務者は、SFAS13号や実質優先の目的は、SFAS13号の規準を文字どおりに解釈する方法を与えることだと結論

付ける。改訂書や解釈指針は大部分、任意な規準、任意なパーセンテージを文字どおり適用することを選択していたため、だれも客観性に照らした会計処理をするものはいなかった。」として、SFAS13号の実務上の困難性は、その利用者の解釈に依存するものであると述べたうえで、さらに次のような指摘を行っている。

「SFAS13号の分類規定の研究において、資本化されない理由の第1は、パラグラフ7dの条件がクリアできることが、結論として指摘できる。…この規準(パラグラフ7d)は、一般的には、90%回収テストと呼ばれるが、それは、リース開始時点での最低リース支払額の現在価値がリース財産の公正価格の90%と等しいか、またはそれ以上であった場合、賃借人にリースの資本化を要求するものである。他のSFAS13号の規準、7a、b、c パラグラフについては、さほど重要ではない。」

すなわち、SFAS13号が有効に機能しない原因は、リースにおける4つの分類規準のうち、賃借人が、自己の意思で90%回収テスト(d＝公正価値規準)をクリアすることである。そして、このことが、ファイナンス・リースへの分類を回避することにもなるという。従来から、7a,b パラグラフを回避することは、APB5号でも指摘されたようにさほど難しいことではなかった。このため、SFAS13号では、パラグラフ7c(見積経済耐用年数75%規準)、パラグラフ7d(90%回収テスト＝公正価値規準)の2つの分類規準を付加し、資本化の範囲をより広くしたのであるが、賃借人は、パラグラフ7cを、リース期間を見積経済耐用年数の75%未満にすることで、また、見積経済耐用年数をより大きくすることでこの規準を回避してしまった。

また、パラグラフ7dについては、考慮すべき要素が多いことから、賃借人には資本化回避が最も難しいものとされ、その効果も期待されていたが、この規準も、①最小リース料総額の現在価値の計算に用いる利子率、②残存価値保証額、③偶発賃借料、という3つの要因に対して一定の方策を講じることによって回避することが可能となる^(註5)。

このように賃借人がSFAS13号の分類規準を回避する方策を講じることができるのは、SFAS13号の分類規準が多様な解釈のうえに存在しているからに他ならない。この点について、Palmon & Kwatinetz^(註6)は、次のように述べている。

「…我々は、いかにSFAS13号の分類規準が多くの解釈を求めるかを表示した。議論や例示で表したように、2つの会社はリースの使用により重要な差異を持つに至る。これは、これらの企業が、それぞれ割安購入選択権や割安更新選択権、重要なリースについての広く異なった解釈をもつことが原因である。また、公正価格の見積りや残存価値、経済的耐用年数、考慮された利子率、追加借入利子率、未履行費用なども企業間で異なっている。このように、SFAS13号は、受け入れ可能な会計方法の範囲を狭くしている場合、規準を改ざんする方へと道を開くことになる。また、SFAS13号の慎重な解釈が、報告された収益に関して僅かな影響（その企業が比較的大きな数字を持つ場合は除いて）を与えた場合、貸借対照表やその負債比率についての報告される負債にドラスチックに影響する。」

SFAS13号の分類規準には、多様な解釈を含む用語が使用され、その解釈は各々の企業によって異なる。このため、会計処理に企業の恣意性が介入—会計処理は賃借人の解釈次第である—し、企業間比較は困難となる。

この時代に発表された多くの論稿は、こうした状況が生み出された原因は、多様な解釈を含むSFAS13号の規準形成の過程それ自体に誤りがあると述べている^(註7)。

賃借人が資本化回避行動をとるとすれば、SFAS13号の4つの分類規準に該当しないファイナンス・リースが生じることになる。SFAS13号では、これらは長期の解約不能なオペレーティング・リースに該当するリースであるとして、脚注開示される。1980年代後半から、こうした脚注開示されるオペレーティング・リースが増大し、リースのオフバランス化による財務比率の影響、またその経済的効果に関する実証的な研究の論稿が多くみうけられるようになってきた^(註8)。

Imhoff & Lipe & Wright^(註9)らは、「…我々は多くの異なった企業が、多額の解約不能オペレーティング・リース契約の報告を行なっていることに気付いている。これらの企業は、GAAPのもとで貸借対照表に報告された資産より実際はより多くの資産を活用し、そしてそれらは、報告された負債比率が示すより多くのレバレッジ（梃子）効果をもたらすことになる。…SFAS13号の公表により明らかなことは、多くのキャピタル・リースは新しい資本化の要件を避けるため、規準が再構築される。こうして賃借人の資本化回避行動により、経営者は財務諸表の数値を変更してしまう。多くの企業はこのようなオフバランスによる投資金融行動を取り消すことが可能であるけれども、企業はそうすることをしなかった。（太字は筆者）」と述べて、リースをオフバランスとした賃借人の財務諸表は、そのメリットを享受し続けることにより実態を表していないことを指摘している。

さらに、El-Gazzar & Lilien & Pastena^(註10)やImhoff & Thomas^(註11)らは、ファイナンス・リースを選択した場合の財務比率、とりわけ負債比率の上昇と総資産利益率の低下について実証的な検討を行っている。El-Gazzar & Lilien & Pastenaは、1977年から1979年までの300の企業のアニュアル・レポートを調査し、その内、113の企業はリース資本化を選択せず、41の企業だけが資本化を選択し、そして、資本化をしない賃借人に対して平均的な負債比率の上昇値は31.2%である。また、オペレーティング・リースを選択する理由は、負債の上昇により借入れが制限される負債制限条項に抵触することである、と述べている。

Imhoff & ThomasもCompustat Data*のすべての企業と関連する158の企業を例として、基準が適用された場合の4つの測定できる反応（オペレーティング・リースに対する変化、全てリースに対する変化、伝統的な負債に対する変化、資本に対する変化）について調査を行っている。そこでは、全体的にSFAS13号により求められたリース資本化の財務諸表効果は、賃借人に対して重要な影響を及ぼす、と指摘されている。このため、ファイナンス・リースは、SFAS13号の公表後は激減してしまうことになる。また、この調査では、オペレーティング・リースに代替される実質的な金額を次のように指摘している。

すなわち、リース契約を再交渉するということは低コストで代替的なものであり、基準の財務諸表効果を潜在的に軽減することに関係している。より少ない範囲での他の資本構造への変化は、多くの場合、選択さ

れることになるが、それらは、負債が減少し資本が増大することから、ノン・リースファイナンスやレバレッジ効果が減少することによって多くは証明される。

この時代は、SFAS13号の公表により、その影響について実証的な研究をする論稿が多く発表された時代である。これらの論稿では、産業別、規模別に企業の財務諸表の調査がされ、リースの利用の有無により財務内容が大きく変化することが証明された。特に、リースによるオフバランスシートのメリットが強く主張され、このことが、かえって経営者にリース利用のインセンティブを与え、基準に対する摺り抜け行動を助長する根拠となっている。

* Compustat Data : アメリカとカナダの300社以上の20年以上にわたる財務会計コンピュータデータバンク。以上、現代英和会計用語辞典(小川 洲・鎌田信夫編) 同文館1991年2月,55頁。

Ⅲ 1990年代のリース会計

1990年代以降現在まで、オフバランスの問題はリース資本化の主要な論点として残されている。前掲した表でも明らかなように、1992年において非資本化リースだけの企業は194社あったが、1996年にはそれが255社へと31%増加している。また、資本化のみの企業も同様に32社から18社へと43%も減少している。このことは、SFAS13号の公表以来、20年が経過しているにもかかわらず、その実効性が確保されていない証明であり、結果として、リースのオフバランス化を容認していることの表れでもある。

FASBは、1996年6月、こうした状況を改善するため、スペシャルリポート「リース会計：新たなアプローチーリース契約もとで生ずる資産・負債の認識ー」(以下：リース会計報告書とする)を発表した^(注12)。この報告書の基本的スタンスは、現在確立されている概念フレームワークに依拠して、リース会計の新たなアプローチを展開するところにある。また、このアプローチは、リース会計基準の設定段階で長期のファイナンス契約から生ずる資産及び負債を反映する手段としての会計概念がいまだ体系化されていないためリース契約の実態を評価することが困難であるとの反省を踏まえ、新たな規範形成を目指すものであった。

リース会計報告書では、資産・負債の概念、又はそ

の認識基準にIAS(国際会計基準)のフレームワークを援用している。リース会計報告書では、資産について次のように再定義をしている。

「…資産の中心的な特徴は**支配の概念**である。この特徴は、物理的資源に対する持分を、たとえば、所有するかどうかということより将来の**経済的便益を支配するため企業の能力に焦点が向けられる**。したがって、**将来の経済的便益を具体化する物理的資産を利用する権利**の所有権は、資産の定義に合致する(太字は筆者)。」^(注13)

ここでは「利用権」を資産として認識し、そして、こうした資産を認識するため、「購入や事実上、所有権の範疇に依存する必要性はない。契約から生じる**経済的効果**、つまり、それは賃借人、賃貸人双方が契約からもたらされる各々の経済的便益を満たす価値ある権利を取得するのであるが、それらは資産の定義によって捉えられる。(太字は筆者)」^(注14)と述べている。

同様に、負債についても、「…その中心的な特徴は、過去の取引や過去の事象は、他の企業に対する将来の経済的便益を犠牲にするような債務が企業に生じたことである。この債務は、法的な解約不能契約からもたらされる。リース契約のもとで、その契約は、解約不能契約を示すものであるが、賃借人は、賃貸人に対し将来の経済的便益(賃借料の支払)を犠牲にするような債務を持つことになる。」^(注15)として、解約不能なリース契約から生じる債務が負債の定義を満たすことを示している。こうした資産、負債の再定義から、オペレーティング・リースによる権利・義務はファイナンス・リースによる権利・義務となんら異なることはないと言われ、「(各々のリースのもとで)賃借人は、リースされた財産が持つ将来の経済的便益を享受する契約上の権利を取得し、リース期間に亘ってリース財産を利用することの報酬を賃貸人に対して支払うという契約上の義務を持つ。また、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースのもとでは、これらの権利は企業が支配する将来の経済的便益やそれに合致する義務を生じる。」^(注16)としている。

要するに、リース会計報告書は、現状のリース会計基準において認められる多くの欠陥を克服し、財務諸表の妥当性や表現忠実性を高めることができる新しいアプローチとして注目されたのである。具体的には、リース資本化の画定基準について、その論拠をこれまでの実質的に割賦購入であるリースからリース財産の利用権に着目した思考へと転換し^(注17)、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを分類するために

必要とした量的な4つの厳格な規準を全てのファイナンス・リースと1年を超える解約不能オペレーティング・リースを資本化するという規準に変更することであった。そして、こうしたより単純な規準への変更により、賃借人の恣意性は排除され、理論的には解約不能リースの大半が資本化できることとなる。

しかしながら、リース会計報告書にも、いくつかの問題点が指摘されている。1つは、解約可能リースと解約不能リースを識別するための規準設定に対する“困難性”である。次に、資産の定義における“支配”が、信頼しうる基準となるべき根拠が不明確であること、さらに、リース契約とその他の未履行契約を区別して、リース契約の資本化のみを勧告するため識別規準の必要性の欠如等である。なお、1997年5月に開催された世界リース協議会（World Leasing Council）において、リース会計報告書の提案は、リース産業に経済的不利益をもたらすという懸念が表明されたことも見逃すことはできない^(注18)。

しかしながら、こうした批判は次のように反論できる。すなわち、規準設定の“困難性”については、これはリース契約の中での解約不能条項の存在そのものが識別規準になる、と考えることで反論できる。また、“支配”が信頼すべき基準の根拠となりうべきか否かについては、リース資本化の根拠を財産利用権取得説に求め、この説を強く主張することで、さらに、リースを他の未履行契約を区別して資本化する根拠については、別稿^(注19)にて検討したように、リースは特殊な未履行契約である、としてこの主張を退けることができる。

以上のことから、1980年代から現在までのアメリカのリース会計の経緯は次のようにまとめることができる。

- ①1980年代前半は、SFAS13号に対する評価がなされた時代である。SFAS13号は、FASBが重要課題の1つとして取り組み、デュープロセスを経て公表された包括的（産業界の様々な分野の利害関係者の意見を聴取した）な基準書である。しかしながら、リース契約が複雑であり、多岐にわたることから、SFAS13号に対する多様な解釈が存在し、多くのリース利用企業は、SFAS13号の適用を回避する方策を考え、摺り抜ける行動をとるようになった。この時代の多くの論稿が、この点を指摘し、SFAS13号の実効性が問われることとなった。FASBはこうした状況に対処すべく、SFAS

13号の改訂書、解説書、技術公報等の多数の補足的基準を公表しているが、企業はこれらについても回避方策を講じ、また、“摺り抜ける”行動をとっている。すなわち、SFAS13号の公表は、会計基準設定活動そのものの在り方についても重要な問題提起をなしたものといえる^(注20)。

- ②SFAS13号について実証研究をする論稿が多く発表されている。それらの多くは、解約不能オペレーティング・リースの増加の推移やオペレーティング・リースのオフバランス効果の分析についての論稿であり、その中で、多くの企業が、上述した摺り抜け行動によるオペレーティング・リースを選好していることが証明されている。またそこでは、リース資本化が財務諸表に及ぼす影響—負債比率の上昇と資本利益率の減少を招くこと、借入を制限する負債制限条項に抵触すること等—についても指摘がなされている。つまり、企業がリース資本化に拒否反応を示す根拠が示されている。

- ③1990年代以降も、SFAS13号は有効には機能せず、多くのリースは1年を超える解約不能オペレーティング・リースとして脚注開示されているのが現実であった。こうした状況を改善するためFASBは新しいアプローチを提唱した。それは、財産権利用権を根拠とし、1年を超える解約不能オペレーティング・リースの全てを資本化するものである。確かに、この基準では、これまでの賃借人側からの基準に対する恣意性を排除でき、多くのファイナンス・リースがリース資本化されるものと考えられる。しかしながら、このリース会計報告書に対して、産業界からは強い懸念が表明された。つまり、産業界は、リース資本化により経済的な不利益を被る、ことを明確に表明したのである。

要するに、SFAS13号の公表を1つの到達点として、それ以降は、主として、SFAS13号に関する実証面からの批判的検討がなされた時代であったといえよう。SFAS13号の実効性の可否は、その後に発表された論稿の多くが指摘するように、リース利用者の意識的な行動に依存し、それが企業行動として表れる。すなわち、1つの会計基準の設定が企業の業績に大きな影響を及ぼすことから、会計基準設定活動それ自体が企業行動を左右する要因となっている。

IV むすび

アメリカでは、プライベート・セクターであるFASBが実質的な会計基準の設定母体である。適正な手続きが定められており、この手続き（デュー・プロセス）を経て基準が公表される。SFAS13号は広範な利害関係者の意見聴取を経て公表された包括的なリース会計基準書である。そこでは、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するため4つの量的規準が示されており、そのうち、1つでも該当すれば、そのリースはファイナンス・リースとして、リースの資本化が要求される。しかしながら、リース利用者は、リースのオフバランス効果を楽しむため、この量的規準を“摺り抜ける”行動をとることが常であった。こうした状況に対処するため、FASBは多数の補足的解説書、技術指針等を公表したものの、有効な対策とはなり得なかった。1996年にFASBは、リース会計に対する新しいアプローチを発表した。この新しいアプローチは、リース資本化の論拠を財産利用権取得説におき、1年を超えるオペレーティング・リースの全てを資本化することを提唱したものである。しかしながら、この提唱に対して、産業界は、あらためてリース資本化に対する懸念を表明し、積極的に受け入れることはしなかった。

アメリカのリース会計基準は、多くの利害関係者からの意見を聴取し、それらを調整するかたちで基準が制定されたため、妥協の産物とさえ言われている。だが、SFAS13号が公表された意義は大きい。それは、今後の会計基準設定活動の在り方に1つの波紋を投げかけた点にある。

[注]

- (1) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No13; Accounting for Leases (FASB 1976). 日本公認会計士協会・国際委員会 (訳)『米国FASB財務会計基準書 リース会計・セグメント会計他』同文館, 1985年, 1-95頁。それによると、パラグラフ7では、リースは、借手側からキャピタル・リース（＝ファイナンス・リース）とオペレーティング・リースとに分類される、として、ファイナンス・リースは、7a所有権移転規準、7b割安購入選択権規準、7c経済耐用年数規準、7d公正価値規準の項目を1つ以上満たすリースであり、オペレーティング・リースとは、それ以外のリースであると規定している。
- (2) 茅根 聡著『リース会計』新世社, 1998年6月、45頁。
- (3) SFAS13号の追加ステートメントは、1980年代以降のもの公表されている。
①SFAS98号 (1988/5) ②SFAS91号 (1986/12)
③SFAS77号 (1983/12) ④SFAS76号 (1983/11)。
また、テクニカル・ブリティンとして、TB88-1 (1988/12)、TB86-2 (1986/12)、TB85-3 (1985/11) が公表されている。
- (4) Richard Dieter, "Is Lessee Accounting Working?" *The CPA Journal* (August 1979), pp.13-19.
- (5) Kieso Donald E & Weygantdt Jerry J., *Intermediate Accounting 9thed.*, (John Wiley & Sons, Inc., 1998), pp.1190-1191.
- (6) Dan Palmon and Michael Kwatinetz, "The Significant Role Interpretation Plays in the Implementation of SFAS No13", *JOURNAL OF ACCOUNTING AUDITING & FINANCE* (Spring 1980), pp.219-220.
- (7) Ibid.p220.
- (8) 青木茂男 (稿)「米国におけるリースオンバランスの実態」『東京国際大学論叢 商学部編』第49号, 1994年3月、9-20頁では、アメリカにおけるリースの開示実態を報告している。
- (9) Imhoff Eugene A, Jr., Lipe Robert C and Wright David W, "Operating Leases: Impact of Constructive Capitalization", *Accounting Horizons* (March 1991), pp.51-52.
- (10) El-Gazzar Samir and Lilien Steve and Pastena Victor, "Accounting for Leases by Lessees", *Journal of Accounting and Economics* (1986), pp.217-237.
- (11) Imhoff Eugene A, Jr. and Thomas Jacob B, "Economic Consequences of Accounting Standards - The Lease Disclosure Rule Change -", *Journal of Accounting and Economics* (October 1988), pp.277-310.
- (12) McGregor Warren, *ACCOUNTING FOR LEASES: A NEW APPROACH, Special Report, Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts* (FASB, 1996 July), pp.1-34.
- (13) Ibid.p15.
- (14) Ibid.p15.
- (15) Ibid.p15.

- (16) Ibid. p16.
- (17) 財産利用権をリース資本化の根拠とする見解は以前からあった。例えば、拙稿、報文『リース資本化支持論』（第11巻2号, 1999年10月, 65-69頁）等。また、ファイナンス・リースの資本化を支持する市場調査や研究などは、1年を超える全てのリースを資本化するという規準を設ければ、賃借人のSFAS13号を摺り抜ける行為は無くなるであろう、と述べている。
- (18) 茅根 聡著『リース会計』新世社、1998年6月、203-205頁。
- (19) 拙稿、報文『リース資本化支持論』第11巻2号、1999年10月, 65-69頁。
- (20) 大塚成男氏は、第59回日本会計研究学会全国大会（2000年9月21日 於：明治大学）自由論題報告「会計基準設定活動に対する分析のための枠組み」において、会計基準設定活動を構成する要素として、その決定的要因を5つ挙げている。
- ・理論的基盤（理念）
 - ・会計環境
 - ・社会的要請
 - ・決定方式
 - ・会計基準のコスト